

日本の将来を問う！

神奈川5区 戸塚・泉・瀬谷区



維新の党

# 衆議院議員 水戸まさしの KICK OFF 通信

## クロネコ・メール便が廃止になる！？

### ◆ 信書をめぐる規制

この3月末で、ヤマト運輸はメール便を廃止します。手紙などの「信書」がメール便に混ざると、顧客である荷物の発送者にも最高で懲役3年、もしくは罰金300万円が科せられるケースがあるからです。

そもそも「信書」とは何でしょうか？ 郵便法によると、「特定の受取人に対して、差し出した人の意思を表示したり、事実を通知する文書」と位置付けられています。請求書や契約書、証明書なども信書に含まれます。

ところが、同じ住民票であっても、例えば役所から受け取る時は「信書」ですが、離れて暮らす家族に送るときは「非信書」扱いになります。つまり、定義があいまいなまま取り扱われていますので、顧客が知らないままメール便を利用することもしばしばです。

### ◆ 一般信書と特定信書

一方、従来、国家独占とされてきた信書の送達事業に競争原理を導入する動きも出てきました。信書を一般と特定の2つに分けて、一定の条件を満たせばその送達事業に対しての企業参加が可能となります。

特定信書については、大きさ・重さ・料金・送達時間に制約を設けておりますが、それをクリアできた430以上の企業が既

に参入しております。しかし、一般信書を扱う場合、外形の基準はもとより、全国で10万本以上のポストがあることを条件とするので、とても一般企業が参加できる状況ではありません。

### ◆ 郵便事業改革は 是か非か

確かに宅配便事業の発展が、サービスの向上と価格低下をもたらし、利用者の利便性が増えました。さらに、今国会において、特定信書の基準を緩和すべく郵便法改正案が出されてる予定です。

信書については全国均一料金を維持するという、いわゆる「ユニバーサルサービス」を続けていくためには、日本郵政株式

会社主導はある意味やむを得ないところがあります。しかし、外資系の国際メール便などもある中、一般信書への参入条件についてこの取り扱いで良いのでしょうか。

### ◆ 議員立法の提出へ

今国会中に、維新の党として信書の定義や送達条件、インフラ整備とその利活用について、議員立法を出すことも視野に入れていきます。何より、利用者の利便性が第1であり、さらなるサービス向上を目指して、そのニーズに応える必要があるからです。

宅配便の長所は、配達履歴を把握していること、そして配達の際に集荷もしてくれること。郵便も競争下に晒され、さらなるサービスが求められましょう。

### 水戸まさし profile

昭和37年 7月28日生まれ  
神奈川県立湘南高校・慶應義塾大学卒業後、  
サラリーマン生活を経て、代議士秘書

平成 4年 「税は政治なりとの思いで始めた  
税理士試験に合格(平成10年に開業登録)

平成 7年 県議会議員初当選 ~ 平成19年まで連続3期

平成19年 7月、第21回 参議院議員選挙、当選以来  
予算委員会、財政金融委員会、  
ODA特別委員会にて理事を歴任

平成24年 9月、日本維新の会結成に参画、党選対委員長

平成26年 12月、第47回 衆議院議員選挙、初当選  
総務委員会 理事  
維新の党 国家政策部会長

<血液型> O型

<趣味> 読書、マラソン、水泳、サッカー、映画鑑賞

<好物> 牛丼、チョコレート <尊敬する人> 西郷隆盛

